

# 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第22回） 議事要旨

## 1 開催日時及び場所

日時：令和7年11月20日（木） 13:30～16:45

場所：農林水産省共用第4会議室（WEB会議形式による開催）

## 2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、美谷島克宏、天野昭子、相崎健一、アイツバマイゆふ、上島通浩、

成田伊都美、元村淳子

小坂忠司（専門参考人）

## 3 議事要旨

- （1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第三条第一項の農薬の登録申請に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（スピロピジオン）【非公開】

スピロピジオンについては、資料4「スピロピジオン農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、スピロピジオンの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.062 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を0.10 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。

- （2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第八条第一項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（イソプロチオラン、イミダクロプリド、キノクラミン（別名ACN）、チアジニル及びフィプロニル）【非公開】

- ① イソプロチオランについては、資料8-1「イソプロチオラン農薬使用者安全評価書（案）」及び資料8-2「公表文献リスト（イソプロチオラン（疫学以外））（案）」に基づき審議した結果、イソプロチオランの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.071 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を0.085 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。
- ② イミダクロプリドについては、資料5-1「イミダクロプリド農薬使用者安全評価書（案）」、資料5-2「公表文献リスト（イミダクロプリド（疫学以外））（案）」及び資料5-3「公表文献リスト（イミダクロプリド（疫学））（案）」に基づき審議した結果、イミダクロプリドの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.058 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を0.077 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。

- ③ キノクラミン（別名 ACN）については、資料 9 「キノクラミン（別名 ACN）農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、キノクラミン（別名 ACN）の農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.0053 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を 0.017 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。
- ④ チアジニルについては、資料 7 「チアジニル農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、チアジニルの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.04 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を 1.5 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。
- ⑤ フィプロニルについては、資料 6－1 「フィプロニル農薬使用者安全評価書（案）」、資料 6－2 「公表文献リスト（フィプロニル（疫学以外））（案）」及び資料 6－3 「公表文献リスト（フィプロニル（疫学））（案）」に基づき審議した結果、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。

### （3）その他【非公開】

「令和 4 年農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）についての意見・情報の募集の結果について（案）」について以下の資料に基づき説明し、当該資料の内容で了承された。

- ① イソシクロセラム（資料 10－1）
- ② シクロピラニル（資料 10－2）
- ③ プロパモカルブ塩酸塩（資料 10－3）

（以上）